

消 食 基 第 583 号
令 和 7 年 10 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第128号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬エトフェンプロックス、農薬スピネトラム、農薬ブタクロール及び動物用医薬品プラレトリン

第 2 施行期日

改正後の残留基準値の適用について、告示の日（令和 7 年10月 7 日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して 1 年を経過した日（令和 8 年10月 7 日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬	食品
エトフェンプロックス	とうもろこし、大豆、ばれいしょ、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、はくさい、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のせり科野菜、すいか（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵
スピネトラム	米（玄米をいう。）、ばれいしょ、てんさい、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、エンダイブ、ねぎ（リーキを含む。）、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、日本なし、西洋なし、マルメロ、あんず（アプリコットを含む。）、うめ、いちご、その他のベリー類果実及びその他のスパイス
ブタクロール	米（玄米をいう。）

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「エトフェンプロックス」の規制対象は、エトフェンプロックスのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「スピネトラム」の規制対象は、スピネトラム-J及びスピネトラム-Lとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ブタクロール」の規制対象は、ブタクロールのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「プラレトリン」の規制対象は、プラレトリン（1R-トランス-S体及び1R-シス-S体）のみとすること。
なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

2 その他

残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイ」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を

含む。）」、「びわ（果^こ梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用すること。

別紙

農薬エトフェンプロックス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.3	0.3
小麦	0.3	0.3
大麦	3	3
ライ麦	3	3
とうもろこし	● 0.2	0.3
その他の穀類	5	5
大豆	● 0.08	0.1
小豆類	0.05	0.05
えんどう	○ 0.03	0.01
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.01	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02
てんさい	● 0.2	0.3
さとうきび	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.1	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	20
はくさい	● 6	7
キャベツ	0.9	0.9
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 2	3
その他のきく科野菜	10	10
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
みつば	6	6
その他のせり科野菜	● 1	2
トマト	2	2
ピーマン	7	7
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	● 1	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2

農薬エトフェンプロックス（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.1	0.2
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	3	3
しょうが	4	4
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	3	3
その他の野菜	15	15
みかん（外果皮を含む。）	10	10
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	3
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	0.05	0.05
茶	10	10
その他のスパイス	40	40
その他のハーブ	0.7	0.7
牛の筋肉	○ 0.5	0.2
豚の筋肉	○ 0.5	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.2
牛の脂肪	○ 8	6
豚の脂肪	○ 8	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 8	6
牛の肝臓	○ 0.4	0.3
豚の肝臓	○ 0.4	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.3

農薬エトフェンプロックス（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の腎臓	○ 0.6	0.4
豚の腎臓	○ 0.6	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.6	0.4
牛の食用部分	○ 0.6	0.4
豚の食用部分	○ 0.6	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.6	0.4
乳	○ 0.7	0.4
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	● 0.8	1
その他の家きんの脂肪	● 0.8	1
鶏の肝臓	○ 0.08	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.08	0.07
鶏の腎臓	○ 0.08	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.08	0.07
鶏の食用部分	○ 0.08	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.08	0.07
鶏の卵	● 0.07	0.4
その他の家きんの卵	● 0.07	0.4
魚介類	0.8	0.8
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬スピネトラム（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.02	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
大豆	0.1	0.1
小豆類	0.1	0.1
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	● 0.02	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	● 0.02	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	3	3
クレソン	● 3	8
はくさい	● 0.7	1
キャベツ	● 0.3	2
芽キャベツ	● 1	2
ケール	○ 10	5
こまつな	● 5	10
きょうな	● 5	10
チンゲンサイ	● 3	10
カリフラワー	● 0.5	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
エンダイブ	● 3	8
しゅんぎく	15	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	20	20
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.8	2
にんにく	0.1	0.1
にら	2	2
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	0.02	0.02
パセリ	● 3	8

農薬スピネトラム（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
セロリ	● 6	8
その他のせり科野菜	● 3	8
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.1	0.3
しろうり	● 0.1	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.08	0.08
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	0.01
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	10	10
オクラ	○ 0.4	
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜	○ 15	8
みかん（外果皮を含む。）	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.5	0.7
グレープフルーツ	● 0.3	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	● 0.05	0.2
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.05	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	0.7
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.7	0.8
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	● 0.7	0.8
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5

農薬スピネトラム（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
いちご	● 1	2
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.7	0.7
ブルーベリー	0.5	0.5
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実	● 0.5	0.7
ぶどう	2	2
かき	0.3	0.3
バナナ	0.3	0.3
パパイア	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.4	0.4
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.01	0.01
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	70	70
その他のスパイス	● 2	3
その他のハーブ	○ 10	8
牛の筋肉	1	1
豚の筋肉	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1	1
牛の脂肪	1	1
豚の脂肪	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1	1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1

農薬スピネトラム（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ブタクロール（除草剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.1
魚介類	0.2	0.2

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊ 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

動物用医薬品プラレトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.2	
鶏の肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)

●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。